

議案第七十二号

港区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十三年十一月三十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

港区長等の退職手当に関する条例（昭和三十三年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（国家公務員から引き続き副区長に選任された者に係る退職手当の特例）

第七条 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する国家公務員をいう。以下同じ。）を退職した者（当該退職により同法の規定による退職手当の支給を受ける者を除く。）で当該退職の日又はその翌日に副区長に選任されたもの（以後引き続き副区長に選任された場合を含む。）については、その者の同法に規定する国家公務員としての勤続期間は、副区長としての勤続期間に通算する。

2 前項に規定する者の退職手当の額は、第三条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 副区長に選任された日から退職した日（副区長から引き続き副区長に選任された場合は、副区長としての最終の退職の日。以下この号において同じ。）までの勤続期間及び退職した日におけるその者の副区長としての給料月額を基礎として、第三条から前条までの規定の例により計算した額

二 前項の規定により副区長としての勤続期間に通算される国家公務員としての勤続期間及び副区長に選任される直前の国家公務員を退職した日に受けていたその者の俸給月額（当該俸給月額に改定があつた場合は、副区長としての最終の退職の日における改定後の俸給月額）に相当する額を基礎として、港区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年港区条例第四号）の規定の例により計算した額

3 第一項に規定する者が副区長を退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び副区長に選任されたときは、引き続き在職したものとみなし、第二条の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は、支給しない。

4 第一項に規定する者が副区長を退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び国家公務員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の港区長等の退職手当に関する条例の規定は、平成二十三年十月十二日から適用する。

（説明）

国家公務員から引き続き副区長に選任された者に係る退職手当の特例を設けるため、本案を提出いたします。